

新型コロナウイルス感染症対策の基本方針

令和2年3月29日

■院内感染対策について

・標準予防策*（スタンダードプリコーション）として防護具（手袋・マスク・ゴーグルの着用）、手指衛生（手洗い・手指消毒）、環境対策（診療毎のユニットおよび頻りに接触する箇所のアルコール消毒等）、医療機器の洗浄・消毒および滅菌、

*スタンダードプリコーションとは、感染症の有無に関わらずすべての患者のケアに際して普遍的に適用する予防策のこと

■従業員への指導と教育について

・従事先の医療提供施設や介護・障害者施設・事業所は高齢者、障害（児）者や疾患を持つ方を受け入れる施設であり、各自高い責任感をもって施設内感染に注意しなければならないことを改めて啓発すること。

・当分の間、換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間や不特定多数の人が接触するおそれが高い場所で開催されるイベント等は、クラスター（集団）発生リスクが高いため参加させないこと。

・現在の新型コロナウイルス感染症の流行が収束した後も、上記のようなイベント等に参加する際は各種感染症の発生動向に十分留意し、感染しないよう努める旨の指示をすること。

・また、発熱や上気道症状等の症状が発現した場合は、施設長・部門長に報告して指示を受けさせること。

・新卒や中途採用者の就業開始にあたり、卒業旅行等、最近の海外渡航の有無を必ず確認し、該当する者については、渡航先の確認や（渡航先が感染症危険情報が高い国・地域か否かに関わらず）体調等について問い合わせ、必要に応じて自宅待機や検査を受けること等を指示すること。

■患者本人の感染およびその家族の感染がある場合の対応について

①患者本人の感染がある場合は、当院での診療は行わない。

→下記の相談窓口へ

患者本人に感染の可能性（患者の家族の感染がある）場合は、感染の有無を検査してもらう。

「東京都新型コロナウイルス感染症電話相談窓口」

一般相談窓口 0570_550571

新型コロナ受診相談窓口(症状のある者) 港区 03 - 5772 - 9089

②歯科的に急性症状が認められる場合

歯科治療の特性上エアロゾルの発生は避けられず、当院ではエアロゾルを防護する設備がないため、総合病院等を紹介する。紹介状は取り急ぎ該当病院へ郵送する。

③当院での診療再開については、受診した医療機関からの許可を文書で確認したのちに再開をする。

■来院された患者に発熱および呼吸器症状がある場合

受付にて検温を行っていただき、症状の問診を行う

以下の症状が認められる場合は、通常診療を行わず、電話相談していただく。

□37.5° C以上の発熱を伴う風邪の症状がある場合

□更に、この症状が4日以上続いている場合(高齢者や基礎疾患等のある者は、2日程度)あるいは強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある場合

一般相談窓口 0570_550571

新型コロナ受診相談窓口(症状のある者) 港区 03 - 5772 - 9089

■従業員に感染または従業員の家族に感染を認めた場合

①本人は直ちに出勤を停止し、一般相談窓口の指示に基づき専門医療機関を受診する。

*家族の感染の場合も、出勤を停止し、感染の有無を確認するため検査を受ける。

②該当従業員との接触のあった他の従業員に関しても、速やかに相談窓口の指示に従い、検査を受ける。

③従業員の感染が発覚した場合の診療所の営業停止の判断は、相談窓口および歯科医師会の指示に従うものとする。

■今後の状況変化に応じた対応について

- ① 今後、状況が変化した場合（例えば、東京都の非常事態宣言が出されるなど）のクリニックの対応に関する情報は、ホームページを通じて発信する。
- ② 直接影響を及ぼす予約の患者には、原則直接連絡（電話やメール）を行う。ただ、電話がつながらない、メールが送られない（迷惑メールに移動）場合には、直接連絡は困難なため、ホームページを見て頂く。

医療法人社団 SDC
理事長 園延昌志